

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 当審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 4 年 1 1 月 1 1 日付けで行った手帳の更新決定処分のうち、障害等級を 3 級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2 級に変更することを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

うつ症状の他に今回 A D H D の判定が下りそれには不相応であると思われる。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のよう審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 2 月 1 日	諮問
令和 6 年 1 月 2 3 日	審議（第 8 5 回第 4 部会）
令和 6 年 2 月 1 3 日	審議（第 8 6 回第 4 部会）

第6 当審査会の判断の理由

当審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

45条4項は、手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、同条2項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない旨規定している。

法45条2項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令6条1項は、同条3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態を別紙2の表のとおり規定している。

(2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。）により、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている。

(3) 法45条4項の規定による認定の申請の際提出する書類として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則28条1項において準用する23条2項1号が医師の診断書を掲げていることから、上記「総合判定」は、同診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

(4) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治

法 2 条 8 項の自治事務であるが（法 5 1 条の 1 3 第 1 項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライン）に当たるものであり、その内容は合理的で妥当なものと認められる。

そして、処分庁が医師の診断書が添付された申請について、上記判断を行うに当たっては、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 1 2 日健医発第 1 1 3 2 号厚生省保健医療局長通知）に基づき精神保健指定医を選任して審査会を設置し、その審査結果を踏まえて判定を行うものとされている。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「1 病名」欄及び「3 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、主たる精神障害として「反復性うつ病性障害 ICDコード（F 3 3）」、従たる精神障害として「注意欠陥多動性障害 ICDコード（F 9 0）」を有することが認められる（別紙 1・1 及び 3）。

(2) 精神疾患（機能障害）の状態について

ア 判定基準によれば、請求人の主たる精神障害である「反復性うつ病性障害」は、「気分（感情）障害」に、従たる精神障害である「注意欠陥多動性障害」は、「発達障害」にそれぞれ該当するところ、気分（感情）障害及び発達障害の精神疾患（機能障害）の状態の判定については、判定基準において、別紙 3 のとおり、障害等級 2 級及び 3 級の障害の状態が定められている。

そして、留意事項によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患（機能障害）の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患（機能障害）の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第 1 とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており（留意事項 2・(1)）、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の 2 年間の状態、あるいは、おおむね今後 2 年間に予想される

状態も考慮」し（同・(2)）、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

イ これを本件についてみると、本件診断書によると、請求人は、服薬加療にて小康を得るも、不眠、食思低下、意欲低下、集中困難等の抑うつ症状を繰り返し、平成26年9月を最後に通院中断し、〇〇県に住む母親の世話をしていたとのことである。請求人の抑うつ症状が悪化し、平成28年7月に本件医院を再診し、同年11月及び平成29年2月に心理検査を施行したが通院を中断し、平成30年6月に本件医院を再々診した。現在、通院加療中であるが、2か月以上来院しないこともあり、その後も通院、服薬のコンプライアンスは不良であり、病状は不安定であることが認められる。

現在の病状・状態像等として、抑うつ状態（思考・運動抑制、易刺激性・興奮、憂うつ気分）、情動及び行動の障害（暴力・衝動行為）、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）、知能、記憶、学習及び注意の障害（遂行機能障害、注意障害）並びに広汎性発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害）があり、その病状、状態像等の具体的程度、症状等については、「周期的に、抑うつ気分・空虚感、意欲低下、不安、気分易変等の症状が悪化し、生活リズムが不規則となり、対人交流も少なくなり、閉居することが多い。注意力散漫で、対人コミュニケーション能力が低いため、就労が困難な人である。」と診断されている（別紙1・1から5まで）。

そうすると、請求人は、主たる精神障害として反復性うつ病性障害を有し、抑うつ状態に相当する気分（感情）の障害が認められ、憂うつ気分、空虚感、意欲低下、不安、易刺激性・興奮及び気分易変がみられる。

しかし、留意事項に鑑みれば、上記症状の悪化が周期的なものとされ、通院、服薬のコンプライアンスの不良から病状が不安定であるとされていることから、今後の継続的な治療によって病状の変化の可能性はあるとともに、発病から現在までの病歴等を考慮しても病状の著しい悪化、顕著な抑制や激越等の重篤な病状についての診断はなされていないことからすれば、請求人が日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、気分（感情）障害の症

状が著しいとまでは認められない。

また、従たる精神障害である注意欠陥多動性障害（発達障害）について、その主症状として、注意障害や遂行機能障害、衝動行為、対人コミュニケーション能力の低さが認められ、社会生活には一定の制限を受けていると認められるものの、各症状が身の回りのことなどの日常生活にもたらす影響に関して特段の記載は認められないことからすれば、請求人が日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほど、請求人の発達障害による主症状が高度であるとは認められない。

よって、請求人の精神疾患（機能障害）の状態については、判定基準等に照らすと、主たる精神障害である反復性うつ病性障害については、気分（感情）障害によるものとして、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」（別紙３）として障害等級２級に該当するとまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」（同）として同３級に該当すると判断するのが相当である。

また、従たる精神障害である注意欠陥多動性障害については、発達障害によるものとして、「その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの」（別紙３）として障害等級２級に該当するとまでは認められず、「その主症状とその他の精神神経症状があるもの」（同）として同３級に該当するものと判断するのが相当である。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 能力障害（活動制限）の状態の判定については、判定基準において、別紙３のとおり、障害等級２級及び３級の障害の状態が定められている。

そして、留意事項によれば、能力障害（活動制限）の状態の判定は、「保護的な環境（例えば、病院に入院しているような状態）ではなく、例えば、アパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定するものである」とされている（留意事項３・(1)）。判定に当たっては、「現時点の状態のみ

でなく、おおむね過去の２年間の状態、あるいは、おおむね今後２年間に予想される状態も考慮する」とされ（同・(2)）、その判断は、「治療が行われていない状態で」行うことは「適当ではな」く、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている（同・(3)）。

イ 能力障害（活動制限）の状態の判定は、診断書の「生活能力の状態」欄等を参考にすることになるとし、そのうち、「日常生活能力の判定」欄の各項目について、「できない」ものは障害の程度が高く、「援助があればできる」、「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」、「自発的にできる・適切にできる」の順に順次能力障害（活動制限）の程度は低くなり、その障害の程度の総合判定に、「日常生活能力の判定」欄の各項目にどの程度のレベルがいくつ示されていれば何級であるという基準は示しがたいが、疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要があるとされている（留意事項３・(5)）。

さらに、精神障害の程度の判定に当たっては、診断書のその他の記載内容も参考にし、総合的に判定するものであるとしつつ、「日常生活能力の程度」欄の各記載から考えられる能力障害（活動制限）の程度について、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」場合はおおむね２級程度、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」場合はおおむね３級程度と考えられるとしている（留意事項３・(6)）。

なお、おおむね２級程度とされる「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」とは、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があり、「必要な時には援助を受けなければならない」程度のものをいい、おおむね３級程度とされる「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」とは、活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、「あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる」程度のものをいうとされている（同）。

イ これを本件についてみると、本件診断書によれば、請求人につい

ては、生活能力の状態のうち、日常生活能力の程度は、留意事項 3・(6)において「おおむね 2 級程度」とされる「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と診断されている（別紙 1・6・(3)）。

また、請求人は、「辛うじて単身アパート生活は維持しているが、食事や補清は不十分で、他者との交流も極めて少ない。抑うつ症状が悪化すれば、数日間自宅に引きこもり状態となり、食事や補清は困難となることが多い。」と診断されている（同・7）。

ところで、日常生活能力の判定は、8 項目中、能力障害（活動制限）の程度が最も高いとされる「できない」が食事に係る事項を含む 2 項目、次に高いとされる「援助があればできる」が保清に係る事項を含む 4 項目、3 番目に高いとされる「おおむねできるが援助が必要」が金銭管理及び危機対応に係る 2 項目と診断されている（別紙 1・6・(2)）。

また、請求人が現在利用している障害福祉等サービスについて、「R 4 年 2 月からホームヘルプサービスを利用している。」とされるが（同・9）、請求人がどのような援助をどの程度受けているかは判然としないところ、請求人は、ホームヘルプサービスを利用しながらも、ある程度の身辺自立を保って単身による在宅生活を維持していることが認められる（別紙 1・3、6・(1)、7 及び 9）。こうしたことからすると、請求人の能力障害（活動制限）の程度について、食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があるとまではいい難い。

上記の請求人の生活の状況、また、通院や服薬コンプライアンスの状況によって病相が変化する可能性もあり、今後 2 年間を予想した場合に、それに応じて能力障害も変動しやすいものと考えられることも踏まえれば、請求人の能力障害（活動制限）の状態は、就労などの社会生活においては一定の制限を受ける状態とはいえるが、日常生活において必要とされる基本的な活動までも行えないほど、その制限が著しいものであるとまでは認められない。

よって、請求人の能力障害（活動制限）の状態については、判定基準等に照らすと、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」程度として障害等級 2 級

に該当するとまでは認められず、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」程度として同３級に該当すると判断するのが相当である。

(4) 総合判定

上記(2)及び(3)で検討した結果に基づき総合的に判断すると、請求人の精神障害の程度は、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（別紙２）として障害等級２級に至っていると認めることはできず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」（同）として障害等級３級に該当すると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり主張するが、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは上記２のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 当審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙１から別紙３まで（略）